

## 青葉まちの美化推進事業補助金交付要綱

制 定 平成9年7月22日

最近改正 令和5年1月30日青地振第1107号（区長決裁）

### （目的及び事業主体）

第1条 この要綱は、青葉区内の地域住民団体で構成される青葉区地区連合自治会・町内会（以下「地区連合」という）が行う清掃等美化活動、及び緑化推進活動の実施経費を補助することにより、清潔できれいな街、花と緑の街づくりを効果的に推進することを目的とする。

2 地区連合の活動についての補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

### （補助対象）

第3条 青葉まちの美化推進事業補助金（以下「補助金」という）の補助対象は、地区連合とする。

### （補助対象事業）

第4条 この要綱による補助対象となる活動は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 地域清掃活動等街の美化を目的とした活動
- (2) 花と緑の街づくりを目的とした活動
- (3) ごみネットボックスの設置等を目的としたごみ集積場所の環境整備活動（以下「ごみ集積場所の環境整備活動」という）
- (4) その他、青葉区長（以下「区長」という）が青葉区のまちの美化推進に必要と認める活動
- (5) 前1号～4号の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。

### （補助金額）

第5条 地域清掃活動等街の美化を目的とした活動、花と緑の街づくりを目的とした活動等における補助金額は、別表1に掲げる額の範囲内とする。

2 ごみ集積場所の環境整備活動における補助金額は、1基あたりの上限額を5,000円までとし、別表2に掲げる範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金規則第5条第1項の規定により区長が定める補助金交付申請書の提出期日は、毎年6月の末日とする。

2 補助金の交付を受けようとする地区連合は、区長あてに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 青葉まちの美化推進事業補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 青葉まちの美化推進事業計画書(第2号様式)
- (3) 青葉まちの美化推進事業収支予算書(第3号様式)

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 この要綱に基づく補助金の申請があったときは、区長は、その内容を審査し、補助金の交付をしないことと決定したときは、補助金規則第6条第3項の規定に基づき、青葉まちの美化推進事業補助金不交付決定通知書(第4号様式)によりその結果を通知するものとする。

2 前項の申請があったとき、区長は、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金規則第8条の規定に基づき、青葉まちの美化推進事業補助金交付決定通知書(第5号様式)によりその結果を通知するものとする。

3 区長は、審査上必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助金交付の請求)

第8条 補助金交付決定通知書を受けた地区連合が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金規則第18条第1項の規定により青葉まちの美化推進事業補助金請求書(第6号様式)を区長あてに提出しなければならない。

(交付の条件)

第9条 補助金は、補助金の交付の目的を達成するため、申請した活動経費のみに使用しなければならない。

2 地域清掃活動等街の美化を目的とした活動、花と緑の街づくりを目的とした活動等における補助金からごみ集積場所の環境整備活動における補助金に充当することは妨げない。その場合、別表2に掲げる範囲内を上限額として充当することができる。

3 ごみ集積場所の環境整備活動における補助金から地域清掃活動等街の美化を目的とした活動、花と緑の街づくりを目的とした活動等における補助金に充当することはできない。

(経費の明瞭化)

第10条 地区連合は、領収書等を保管し、収支簿を作成して補助金の使途について明らかにしておかななければならない。

(事業実績報告及び剰余金の返還)

第 11 条 地区連合は、活動完了後 1 か月以内に、補助金規則第 14 条第 1 項の規定により次の書類を区長あてに提出しなければならない。

- (1) 青葉まちの美化推進事業実績報告書 (第 7 号様式)
- (2) 青葉まちの美化推進事業完了報告書 (第 8 号様式)
- (3) 青葉まちの美化推進事業収支決算書 (第 9 号様式)

2 収支決算の結果、剰余金等の残額が生じた場合は、区長に返還しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第 12 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、青葉まちの美化推進事業補助金額確定通知書 (第 10 号様式) により行うものとする。

(関係書類の保存期間)

第 13 条 補助金規則第 26 条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は、補助金の交付を受けた日に属する横浜市の会計年度の翌年度から 5 年間とする。

(調査)

第 14 条 区長は、必要があると認めた場合には、地区連合の経理に関する書類の検査を行うことができる。

2 区長は、必要があると認めた場合には、活動の状況について地区連合に報告を求めることができる。

(書類の閲覧)

第 15 条 補助金の交付を受けた地区連合及び区長は、横浜市市民協働条例 (平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号) 第 7 条第 4 項の規定に基づき、横浜市市民協働条例施行規則 (平成 25 年 2 月横浜市規則第 15 号) 第 3 条第 1 項各号に規定する書類又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならない。

2 閲覧の方法については、横浜市市民協働条例施行規則の規定に基づき、次の表のとおりに行うものとする。

	地区連合	区 長
閲覧場所	主たる事務所の所在地又は代表者の住所その他代表者が指定する場所	横浜市青葉区役所総務部地域振興課
閲覧時間	代表者が指定する時間	午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分 (土日祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く)
閲覧期間	横浜市市民協働条例施行規則第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる書類にあっては補助金の交付を受けた日から、同条第 2 項に掲げる書類にあっては当該書類を区長に提出した日からそれぞれ 2 年間とする。	

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 7 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 9 月 24 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 5 月 17 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 5 月 8 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 7 月 29 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 21 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 1 月 30 日から施行する。

別 表 1

地域清掃活動等街の美化を目的とした活動、花と緑の街づくりを目的とした活動等における補助金

地区別補助金額

(単位：円)

	地区名	均等割	地区割
1	中里連合自治会	20,000	1地区につき 28,000～ 60,000
2	中里北部連合町内会		
3	市ヶ尾連合自治会		
4	上谷本連合町内会		
5	谷本連合自治会		
6	恩田連合自治会		
7	青葉台連合自治会		
8	奈良町連合自治会		
9	奈良北団地連合自治会		
10	山内連合自治会		
11	荳田連合自治会		
12	荳田西連合自治会		
13	新荳田連合自治会		
14	すすき野連合自治会		
15	美しが丘連合自治会		

\* 地区割額については、地区連合町内会加入世帯数を参考に予算内で配布できる金額とする。

加入世帯数 (単位：人)	地区割額 (単位：円)
1～2,499	28,000
2,500～4,999	36,000
5,000～7,499	44,000
7,500～9,999	52,000
10,000～	60,000

別 表 2

ごみ集積場所の環境整備活動における補助金

加入世帯数（単位：人）	地区割額（単位：円）
1～2,499	10,000
2,500～4,999	15,000
5,000～7,499	20,000
7,500～9,999	25,000
10,000～	30,000

\* 1基あたりの上限額を5,000円までとし、地区割額については、地区連合町内会加入世帯数を参考に予算内で配布できる金額とする。

第1号様式

青葉まちの美化推進事業補助金交付申請書

年 月 日

横浜市青葉区長

所在地

団体名

代表者名

青葉まちの美化推進事業補助金交付要綱に基づき補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び青葉まちの美化推進事業補助金交付要綱を遵守します。

1 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 青葉まちの美化推進事業計画書（第2号様式）
- (2) 青葉まちの美化推進事業収支予算書（第3号様式）

第2号様式

青葉まちの美化推進事業計画書

団体名

事業名	事業内容 (1) 日時 (2) 場所 (3) 参加人員 (4) 内容
ごみ集積場所の環境整備活動	事業内容 (1) 設置予定所在地 (2) 設置予定基数





第4号様式

青地振第 号  
年 月 日

様

横浜市青葉区長 印

青葉まちの美化推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請がありました、青葉まちの美化推進事業補助金について次の理由により交付しないことを通知します。

- 1 申請金額 金 円
- 2 理由

様

横浜市青葉区長 印

青葉まちの美化推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました青葉まちの美化推進事業補助金については、次の条件を付けて交付します。

1 交付予定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付条件

- (1) 補助金は、申請した活動のみに使用してください。
- (2) 活動終了後、1か月以内に青葉まちの美化推進事業実績報告書（第7号式）、青葉まちの美化推進事業完了報告書（第8号様式）、青葉まちの美化推進事業収支決算書（第9号様式）を提出してください。
- (3) 次の各号の一に該当したときは、補助金の全部もしくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
  - ア 補助活動を中止したとき
  - イ 虚偽の申請もしくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき
  - ウ その他区長が必要と認めたとき
- (4) 補助金に剰余金が生じた場合は、速やかに返還していただきます。
- (5) この通知書又はその写し及び第1号様式とその添付書類、第7号様式とその添付書類（領収書等経費の支出を証する書類を除く。）又はその写しを、横浜市市民協働条例に基づき、補助を受ける団体の事務所又は事務スペース及び青葉区地域振興課において一般の閲覧に供することとします。
- (6) この補助金に係る活動の証拠書類を整備し、年度終了後5年間保管してください。

3 交付期日

適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に交付します。

第6号様式

青葉まちの美化推進事業補助金請求書

年 月 日

横浜市青葉区長

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

青葉まちの美化推進事業補助金について次の金額を請求します。

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

フリガナ			
口座名義人			
振込先	銀行 信用金庫 信用組合 農協		支店
種目	普通 ・ 当座	口座番号	

※口座名義人が代表者と異なる場合は、以下に署名・押印してください。

上記口座に助成金をお振り込みください。
代表者氏名 _____ (印)

(留意事項) 請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

第7号様式

青葉まちの美化推進事業実績報告書

年 月 日

横浜市青葉区長

所在地

団体名

代表者名

年 月 日 第 号で交付決定を受けた「青葉まちの美化推進事業」補助金に係る活動について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金交付額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金執行額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 残額（剰余金） 金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類
  - (1) 青葉まちの美化推進事業完了報告書（第8号様式）
  - (2) 青葉まちの美化推進事業収支決算書（第9号様式）

第8号様式

青葉まちの美化推進事業完了報告書

団体名

事業名	事業内容 (1) 日時 (2) 場所 (3) 参加人員 (4) 内容
ごみ集積場所の環境整備活動	事業内容 (1) 設置した所在地 (2) 設置した基数

第9号様式

青葉まちの美化推進事業収支決算書

団体名 \_\_\_\_\_

収入の部                    ¥ \_\_\_\_\_

支出の部                    ¥ \_\_\_\_\_

残額（剰余金）            ¥ \_\_\_\_\_

1 収入の部 (単位：円)

項 目	金 額	説 明
区補助金		
収入合計		

2 支出の部 (単位：円)

項 目	金 額	説 明
支出合計		

第 10 号様式

青 地 振 第      号  
年 月      日

様

横浜市青葉区長      印

青葉まちの美化推進事業補助金額確定通知書

年 月 日に申請がありました、青葉まちの美化推進事業補助金については、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

交付確定額      金 \_\_\_\_\_ 円